

九州看護福祉大学

新型コロナウイルス感染症による緊急学生支援

九州看護福祉大学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学資支弁者(保護者など)の家計状況や学生本人の生活状況がどのような影響を受けたかを把握するために、アンケートを実施いたしました。その回答内容をもとに、学生皆さんの不安を解消し学業を継続していけるよう、まずは緊急性の高い支援策を以下のように策定いたしました。

各制度の詳細につきましては、後日、学務情報システム(Campus Square)でお知らせいたします。

制 度	制度の概要	支援内容
緊急授業料減免制度 【減免型A】	新型コロナウイルス感染症の影響で次のいずれかの事情に該当する場合	—
	主たる学資支弁者が死亡した場合	一般納付金 [※] を減免
	主たる学資支弁者が失職した場合	一般納付金 [※] を減免
	主たる家計支持者が公的支援を受けているか、または、収入が前年より半分以上減少した場合	授業料の2分の1を減免
修学支援授業料減免制度 【減免型B】	主たる学資支弁者の収入が前年より3分の1以上減少した場合	授業料の3分の1を減免
	【減免型A】には該当しないが、次のいずれかの事情に該当する場合	—
修学支援授業料減免制度 【減免型B】	主たる学資支弁者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少した場合	授業料の4分の1を減免 (最大100名に支援)
	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したわけではないが、生活が困窮している場合	
貸与奨学金制度	これまで3年次と4年次のみが貸与対象であった制度を令和2年度に限り1年次と2年次にも拡大する	一般納付金 [※] の年額以内を貸与
学費納入期限猶予制度	令和2年度の学費(授業料、実験実習料、施設設備資金、委託徴収金)の納入期限を3か月延長する 【第1学期】4月20日 → 7月31日 【第2学期】9月20日 → 12月31日	—
学修支援給付制度	遠隔授業の環境整備や資料の印刷等にかかる費用の一部を支給する	全学生一律1万円を給付
学内学修環境支援制度	令和2年度に限り、学内すべてのコイン式コピー機の利用負担額を支援する	利用料無料

※一般納付金とは、所属学科の授業料、実験実習料、施設設備資金の合計額です。

【お問い合わせ先】
九州看護福祉大学 学生課
TEL : 0968-75-1854 FAX : 0968-75-1853
E-Mail : gakusei@kyushu-ns.ac.jp